

報道機関各位

令和 6 年 1 0 月 1 日
芦屋町役場 総務課

芦屋町職員の懲戒処分について

地方公務員法及び芦屋町職員の懲戒処分等に関する基準に基づき、令和 6 年 1 0 月 1 日付けで、懲戒処分を行いましたので、下記のとおり報告します。

記

1. 事案の概要

- (1) 令和 5 年度の国民健康保険税について、調定簿（1 件）及び調定決議票（24 件）が未決裁であった。
- (2) 令和 5 年度の法人町民税について、調定簿（4 件）及び調定決議票（16 件）が未決裁であった。
- (3) 他行政機関からの所得照会について、未回答が複数件あった（14 件）。
- (4) 令和 6 年 2 月に送付しなければならない国民健康保険税の更正通知書（46 件）について、送付を失念していた。
また、未送付が発覚することを隠すために、督促状を抜き取り破棄した（9 件）。
- (5) 令和 6 年 3 月に送付しなければならない国民健康保険税の更正通知書（64 件）について、送付を失念していた。
また、未送付が発覚することを隠すために、システムに不正アクセスし、納期限を勝手に変更した（16 件）。
- (6) 令和 5 年度分の法人町民税について、還付の未処理があった（13 件）。
また、問い合わせに対して、還付処理をする際に、還付の伝票に添付する決裁済文書の写しを偽造した（1 件）。
- (7) 国民健康保険税の過年度分の処理を放置していたことから、課税事務処理が適切に行われていなかった（9 件）。
- (8) 住民税の過年度分の処理を放置していたことから、課税事務処理が適切に行われていなかった（28 件）。

2. 懲戒処分内容

被処分者	処分日	処分の程度	備考
産業観光課（当時税務課） 主事（20 代・男性）	令和 6 年 10 月 1 日	停職 3 月	指導上の措置として、当時の上司に対して文書訓告（税務課長、係長）

3. 処分に対する町長のコメント

この度、職員のこのような不祥事につきましては、全体の奉仕者として法を守るべき公務員が犯した公務中における行為であり、厳しく処分をいたしました。町民の皆様には多大なご迷惑をおかけしましたことに対し深くお詫びを申し上げます。

今後二度とこのようなことがないように、法令遵守や再発防止の徹底に努め、信頼回復に向け、職員一丸となって取り組んで参ります。

芦屋町長 波多野 茂丸

本件の問い合わせ先

【芦屋町役場】

総務課 担当：佐竹・大野

電話：093-223-3574（直通）